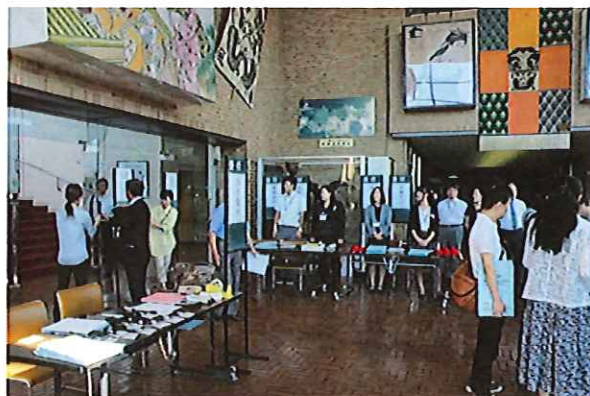


第56回手をつなぐ育成会秋田県大会(湯沢・雄勝大会)



会場:湯沢文化会館



受付風景



総合司会 菅奈保美さん



開式の辞 柴田副会長



手をつなぐ母の歌 斉唱



指揮 藤田亜貴子先生



開会のあいさつ 谷内和夫会長





知事表彰代表受領 進藤朝子さん 育成会会長表彰代表受領 矢野寛子さん



秋田県健康福祉部
梅井一彦部長 祝辞



湯沢市
齊藤光喜市長 祝辞



大関 衛 県議



東海林 洋 県議



佐藤健一郎 県議

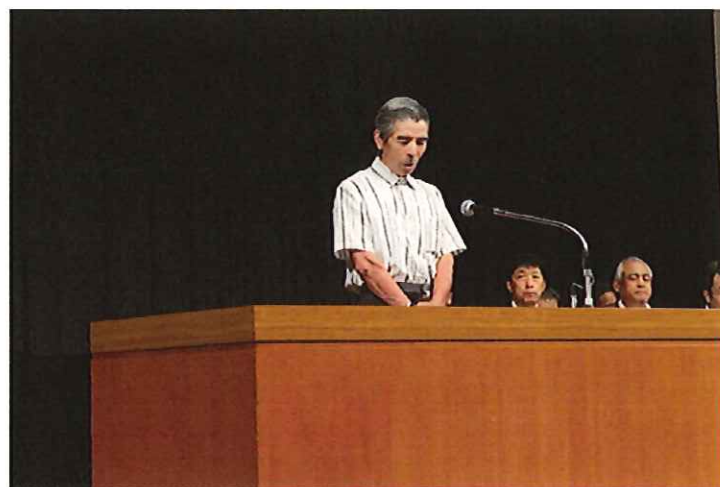
湯沢・雄勝地区出身県会議員から激励のお言葉



大会宣言を朗読する 内藤ひさ子 さん



私たちの大会宣言を朗読する せんだう のぶこ 仙道悦子 さん



閉式の辞 県育成会 兔澤正文

アトラクション 1

秋田県立羽後高等学校郷土芸能部 西馬音内盆踊り



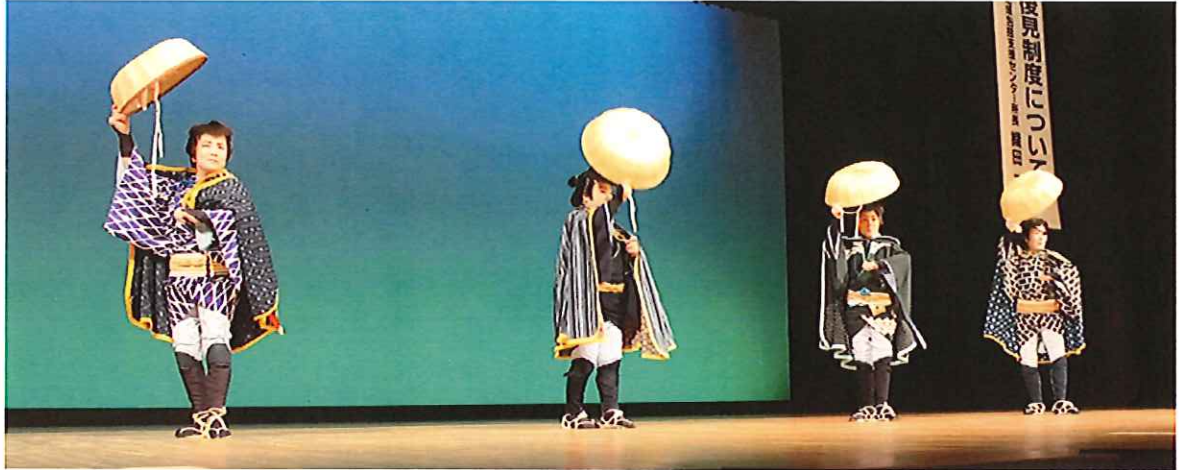
アトラクション 2

稲川養護学校 ダンスと「いなよう太鼓」



アトラクション 3

梅沢舞踊劇団による舞踊劇



清水一家旅姿



緋牡丹仁義



おーい追っかけ音次郎



男のうそ

市民後見制度についての講演

湯沢市福祉保健部地域包括センター 織田 正 所長



④ YUZAWA CITY **市民後見推進事業の開始**

目的
 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人とその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。)において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

11

④ YUZAWA CITY **市民後見人の定義**

定義や所掌範囲が明確ではありませんが、

- ① 「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者」(日本成年後見法学会・市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会)
- ② 市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。(成年後見制度研究会報告書より)
- ③ 市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定される。(筑波大学法科大学院 上山泰教授)

12

なぜ、市民後見人か・・・

◆「成年後見の社会化」
 平成12年度の制度改正により、家族から、法人後見人を含む第三者後見人の導入により、驚くほどのスピードで伸張した

◆「いわゆる後見爆発」
 後見人を担ってきたのは、弁護士会、司法書士会(成年後見センター・リーガルサポート)、社会福祉士会(権利擁護センターばあとなあ)

今後、成年後見の申し立てが施設入所者の集団申立てなどで、急激に顕在化し、一気に急増する可能性)し、専門職だけでは供給の確保が困難となる可能性

11

④ YUZAWA CITY **湯沢市市民後見人の基礎要件**

- ①一定の研修を修了して所定の登録をしており、市の推薦により家庭裁判所から後見人の選任を受けることができること
- ②市民として、市及び関係機関における支援のもと、後見の業務を適正に担う人材であること
- ③市民後見人としての必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備え、常に本人の立場に立って支援できる人

13

④ YUZAWA CITY **事業の内容**

- ◆ 市民後見人養成のための研修の実施
 - 市民後見人養成研修会
- ◆ 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - 湯沢市成年後見支援センター 等
- ◆ 市民後見人の適正な活動のための支援
 - 登録者のフォローアップ研修 等
- ◆ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
 - 市民後見に関するセミナー等の開催

12

④ YUZAWA CITY **市民後見人が担当する人**

- ①高齢者独り暮らし、収入が少なく(無く)、法律的な争いがない人
- ②認知症等で施設に入所している身寄りのない人
- ③家族が遠方におり、財産の管理等が必要となったとき、その家族が市民後見人を理解してくれるとき
- ④生活保護受給者で、そのお金や生活全般に支援が必要な人

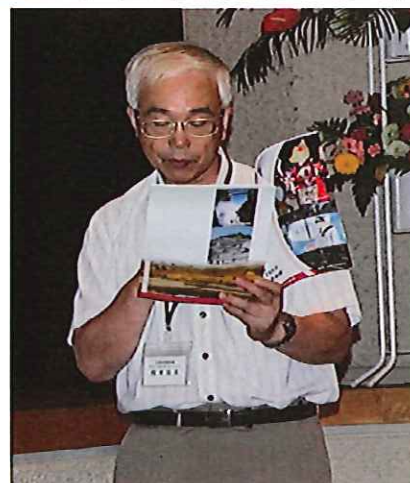
13

④ YUZAWA CITY **市民後見人が関わるイメージ**

13

シンポジウム

本人が生きがいを持って生活できる環境を考える



会場からの発言 柴田さん 小塚さん 根本さん